

令和7年 第1回定例

旭川市議会会議録 第2号

○令和7年2月21日（金曜日）

開議 午前10時00分

散会 午前11時50分

○出席議員（32名）

2番	横山啓一
3番	笠井まなみ
5番	中村みなこ
6番	江川あや
7番	上野和幸
8番	植木だいすけ
9番	小林ゆうき
10番	駒木おさみ
11番	皆川ゆきたけ
12番	たけいし よういち
13番	石川 まさゆき
14番	沼崎 雅之
15番	まじま 隆英
16番	高橋 紀博
17番	品田 ときえ
18番	塩尻 英明
19番	高木 ひろたか
20番	中野 ひろゆき
21番	えびな 安信

22番	高橋 ひでとし
23番	菅原 範明
24番	佐藤 さだお
25番	石川 厚子
26番	能登谷 繁
27番	高見 一典
28番	金谷 美奈子
29番	高花 えいこ
30番	中村 のりゆき
31番	安田 佳正
32番	松田 卓也
33番	福居 秀雄
34番	杉山 允孝

○欠席議員（1名）

4番	あべ なお
----	-------

○説 明 員

市	長	今	津	寛	介
副	市	中	村		寧
副	市	菅	野	直	行
副	市	梶	井	正	将
総 合 政 策 部 長		熊	谷	好	規
行財政改革推進部長		浅	利		豪
地 域 振 興 部 長		三	宅	智	彦
総 務 部 長		和	田	英	邦
市 民 生 活 部 長		樽	井	里	美
子 育 て 支 援 部 長		向	井	泰	子
経 済 部 長		三	宮	元	樹
観 光 ス ポ ー ツ 部 長		菅	原		稔
農 政 部 長		林		良	和
土 木 部 長		富	岡	賢	司
消 防 長		河	端	勝	彦
教 育 長		野	崎	幸	宏
学 校 教 育 部 長		坂	本	考	生
水 道 事 業 管 理 者		佐	藤	幸	輝
上 下 水 道 部 長		幾	原	春	実
市立旭川病院事務局長		木	村	直	樹
監 査 委 員		大	鷹		明

○事務局出席職員

議 会 事 務 局 長	稲	田	俊	幸
議 会 事 務 局 次 長	林	上	敦	裕
議事調査課長補佐	小	川	智	之
議 事 調 査 課 書 記	高	橋	理	恵
議 事 調 査 課 書 記	桐	山	未	悠

○会議録署名議員

1 5 番	ま	じ	ま	隆	英
2 9 番	高	花	え	い	こ

○議事日程

日程第 2 議案第 1 号
日程第 3 議案第 2 号
日程第 4 議案第 3 号
日程第 5 議案第 4 号
日程第 6 議案第 5 号
日程第 7 議案第 6 号
日程第 8 議案第 7 号
日程第 9 議案第 8 号
日程第10 議案第 9 号
日程第11 議案第10号
日程第12 議案第11号
日程第13 議案第12号
日程第14 議案第13号
日程第15 議案第14号
日程第16 議案第15号
日程第17 議案第16号
日程第18 議案第17号
日程第19 議案第18号
日程第20 議案第19号
日程第21 議案第20号
日程第22 議案第21号
日程第23 議案第22号
日程第24 議案第23号
日程第25 議案第24号
日程第26 議案第25号
日程第27 議案第26号
日程第28 議案第27号
日程第29 議案第28号
日程第30 議案第29号
日程第31 議案第30号
日程第32 議案第31号
日程第33 議案第32号
日程第34 議案第33号
日程第35 議案第34号
日程第36 議案第35号
日程第37 議案第36号
日程第38 議案第37号

日程第39 議案第38号
日程第40 議案第39号
日程第41 議案第40号
日程第42 議案第41号
日程第43 議案第42号
日程第44 議案第43号
日程第45 報告第1号

○本日の会議に付した事件

- | | |
|--|--------|
| 1. 議案第1号 令和6年度旭川市一般会計補正予算について | (原案可決) |
| 1. 議案第2号 令和6年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について | (原案可決) |
| 1. 議案第3号 令和6年度旭川市動物園事業特別会計補正予算について | (原案可決) |
| 1. 議案第4号 令和6年度旭川市公共駐車場事業特別会計補正予算について | (原案可決) |
| 1. 議案第5号 令和6年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について | (原案可決) |
| 1. 議案第6号 令和6年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について | (原案可決) |
| 1. 議案第7号 令和6年度旭川市水道事業会計補正予算について | (原案可決) |
| 1. 議案第8号 令和6年度旭川市下水道事業会計補正予算について | (原案可決) |
| 1. 議案第9号 令和6年度旭川市病院事業会計補正予算について | (原案可決) |
| 1. 議案第10号 旭川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について | (原案可決) |
| 1. 議案第11号 財産の取得について (追認) | (原案可決) |
| 1. 議案第12号 財産の取得について (追認) | (原案可決) |
| 1. 議案第13号 財産の取得について (追認) | (原案可決) |
| 1. 議案第14号 財産の取得について (追認) | (原案可決) |
| 1. 議案第15号 財産の取得について (追認) | (原案可決) |
| 1. 議案第16号 財産の取得について (追認) | (原案可決) |
| 1. 議案第17号 財産の取得について (追認) | (原案可決) |
| 1. 議案第18号 財産の取得について (追認) | (原案可決) |
| 1. 議案第19号 契約の締結について (追認) | (原案可決) |
| 1. 議案第20号 損害賠償の額を定めることについて | (原案可決) |
| 1. 議案第21号 損害賠償の額を定めることについて | (原案可決) |
| 1. 議案第22号 損害賠償の額を定めることについて | (原案可決) |
| 1. 議案第23号 指定管理者の指定について | (原案可決) |
| 1. 議案第24号 指定管理者の指定について | (原案可決) |
| 1. 議案第25号 指定管理者の指定について | (原案可決) |
| 1. 議案第26号 指定管理者の指定について | (原案可決) |
| 1. 議案第27号 指定管理者の指定について | (原案可決) |
| 1. 議案第28号 指定管理者の指定について | (原案可決) |
| 1. 議案第29号 指定管理者の指定について | (原案可決) |

1. 議案第30号	指定管理者の指定について	(原案可決)
1. 議案第31号	指定管理者の指定について	(原案可決)
1. 議案第32号	指定管理者の指定について	(原案可決)
1. 議案第33号	指定管理者の指定について	(原案可決)
1. 議案第34号	指定管理者の指定について	(原案可決)
1. 議案第35号	指定管理者の指定について	(原案可決)
1. 議案第36号	指定管理者の指定について	(原案可決)
1. 議案第37号	指定管理者の指定について	(原案可決)
1. 議案第38号	指定管理者の指定について	(原案可決)
1. 議案第39号	指定管理者の指定について	(原案可決)
1. 議案第40号	指定管理者の指定について	(原案可決)
1. 議案第41号	指定管理者の指定について	(原案可決)
1. 議案第42号	指定管理者の指定について	(原案可決)
1. 議案第43号	指定管理者の指定について	(原案可決)
1. 報告第1号	専決処分の報告について	(報告済)

○議長（福居秀雄） ただいまから、開会いたします。

本日の出席議員は、ただいまのところ３２名であります。

よって、開議の定足数に達しましたので、これより休会前に引き続き会議を開きます。

○議長（福居秀雄） 本日の会議録署名議員には、１５番まじま隆英議員、２９番高花えいこ議員の両議員を指名いたします。

○議長（福居秀雄） ここで、事務局長から報告をいたします。

○議会事務局長（稲田俊幸） 御報告申し上げます。

まず、欠席議員について、本日の会議に、４番あべ議員から欠席する旨の届出があります。

次に、議事日程について、本日の議事日程は休会前の続行でありますので、その朗読は省略いたします。

以上。

○議長（福居秀雄） それでは、これより本日の議事に入ります。

日程第２、議案第１号、令和６年度旭川市一般会計補正予算についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次、発言を許します。

金谷議員。

（金谷議員、質疑質問席に着席）

○金谷美奈子議員 それでは、通告に従いまして、議案第１号、令和６年度旭川市一般会計補正予算についてお伺いをいたします。

分割ということで、議案第８号の下水道事業会計補正予算は、また後にやらせていただきます。

まずは、最初に、補正予算の財政についてお聞きいたします。

今回の補正予算の考え方についてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 熊谷総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 今回の補正予算は、一般会計、特別会計及び企業会計の全部で９会計となっており、主に国の補正予算に伴う事業費や過年度に交付された国庫支出金等の精算に伴う償還金のほか、年度末に向けて予算が不足する見込みの扶助費や光熱水費、基金積立金の追加等を行うものでございます。

このうち、一般会計につきましては、全１０６事業で総額８１億６千６０３万８千円を追加するとともに、繰越明許費や債務負担行為、地方債において追加や変更を行うものとなっております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 今回、物価高騰による光熱水費の上昇があり、市有施設の影響で補正をしなければならなかったと思いますが、その主な内容についてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 今回の補正予算で光熱水費に係る予算の追加は、21事業で1億7千989万7千円となっております。

その主な内容といたしましては、街路灯や融雪設備などの道路関係で7千949万5千円、小学校で4千891万1千円、庁舎関係で2千903万2千円、東旭川学校給食センターで361万8千円、市民文化会館及び公会堂で355万8千円などとなっております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 市有施設の中でも、光熱水費について、追加補正をしている施設と、そうではない施設があります。その理由についてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 光熱水費の予算につきましては、予算編成の中で過年度の実績や単価の推移などから積算しており、その年の使用状況や単価の上昇等により予算の不足が見込まれる場合には補正予算等で対応することとしております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 それでは、指定管理者に委託をしている市有施設の光熱水費については、どのような対応となっておりますか。各施設からの確認はしましたか。

○議長（福居秀雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 指定管理者が管理する市有施設の光熱水費につきましては、過年度の実績等を踏まえて積算し、施設全体の委託料の中に含めております。

指定管理業務を実施する中で生じた光熱水費の増加につきましては、市と指定管理者が締結する基本協定書に基づき対応することとなり、原則、当初の委託料の中での対応となりますが、これにより施設管理に支障が生じる場合には、指定管理者と協議し、委託料の見直しを検討する必要があると考えております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 各施設からの確認はしていないと思います。

当初の委託料の中に含んでいるという御答弁ですけれども、この点は確認が必要だと思いますので、指摘して、次に進みます。

今回の補正予算では臨時財政対策債が予算化されておりますが、その補正理由と市の考え方についてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 臨時財政対策債の発行可能額は普通交付税の算定において決定し、令和6年度の本市の発行可能額は8億1千177万6千円となったため、今回の補正予算では、当初予算との差額となる4千577万6千円を歳入予算に追加し、併せて地方債の限度額を変更するものでございます。

臨時財政対策債は、地方交付税の原資が不足する際に不足分の一部を地方自治体が借り入れる地方債であるため、実質的な地方交付税であると認識しております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 いただいて当然と、そういう答弁なんですけれども、予算のほうではどうなっているのでしょうか。それは、今回はお聞きいたしません。

今回の補正予算では、市債の計上もされていると思います。金利の上昇があると日銀の総裁も言っておりますので、この金利上昇に対しての財政負担は考慮されているのか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 市債は主に公共施設やインフラ整備の財源として活用され、世代間の負担を公平にするという役割がある一方で、過度な償還は将来の財政を圧迫することにもなるため、中長期的な財政収支見通しなどから発行額をコントロールする必要があると考えております。

特に、金利が上昇している状況下においては、市債の償還が将来の財政運営に大きな影響を及ぼしかねないため、引き続き、事業費の精査や交付税措置のある市債を活用するなどし、将来負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 国の交付金の残額を活用した物価高騰対策についてです。

1月の令和7年第1回臨時会でもお聞きをしてきましたけれども、今回の補正予算にその残額は使い道等が含まれているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー分の限度額につきましては、さきの令和7年第1回臨時会の補正予算で4億7千231万9千円を活用し、残額は5億8千37万5千円となっております。残る交付金を活用した物価高騰対策につきましては、今回の補正予算ではなく、令和7年度当初予算に事業費を計上しております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 市民生活の物価高騰対策の必要性について、緊急性をどう考えているのでしょうか。今回の補正には積んでいないということで、これはちょっと問題ではないかと思いますが、この点について市長にお伺いいたします。

○議長（福居秀雄） 今津市長。

○市長（今津寛介） 昨今の物価高や燃料価格高騰が市民の暮らしや事業者の経済活動に与える影響は大きいものと認識をしており、さきの令和7年第1回臨時会の補正予算では、その影響が特に大きい、あるいは国や北海道の支援が行き届かない生活者や事業者に対し、速やかに支援を行うための事業費を計上したところでございます。

追加の物価高騰対策につきましては、その後の市民生活や経済活動の状況等も踏まえ、取りまとめたところであり、本年4月以降の事業着手でも効果の実現が期待できると考え、令和7年度当初予算に事業費を計上したところでございます。

今後も、市民生活や経済活動に注視し、必要に応じて対策を検討してまいります。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 この内容の最後は、指摘いたします。

今回、補正予算提案でなければ1か月遅くなると、今、答弁がありました、1か月遅れても効果は変わらない、そういう答弁なんですけれども、果たして本当なんですか。残りの物価高騰対策は、冬季である今のこの厳しい状況で、今こそ一日でも早く財政支援をすべきでありました。

新年度予算で残りの5億8千万円余りを事業計上したと、今、市長の答弁がありましたので、今後の予算で確認をしていくことにいたします。

それでは、次の事業です。

都市計画道路整備費について。

補正予算 6 千 5 0 0 万円について、事業概要をお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 富岡土木部長。

○土木部長（富岡賢司） 今回、国の補正予算に伴い、計上しております都市計画道路整備費 6 千 5 0 0 万円でございますが、都市計画道路永山東光線の実施設計などの費用となっており、具体的には、液状化層が確認された橋梁の取付け道路部における擁壁の基礎工や階段工の詳細設計等を実施するものでございます。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 調査によって基礎が変わると、そういうような追加のようではありますが、そもそも永山東光線とはどのような事業であったのか、改めて概要についてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 土木部長。

○土木部長（富岡賢司） 永山東光線は、永山地区と東光・豊岡地区を結ぶ幹線道路として位置づけられており、本事業は、神居旭山通や牛朱別川に架かる道道旭川環状線豊永橋及び国道 3 9 号境橋の渋滞解消を目的とした事業で、平成 2 6 年 4 月に永山東光線及び金星橋通の一部区間が道道に昇格し、平成 2 7 年度から北海道が事業に着手しております。

北海道の事業区間につきましては、道道旭川環状線から国道 3 9 号までの約 2. 9 キロメートルとなっており、工区を 2 つに分け、第 1 工区は、J R 石北本線の跨線橋を含む道道旭川環状線から永山 1 0 条 1 丁目までの約 1. 1 キロメートルの区間、第 2 工区は、第 1 工区との接続部から国道 3 9 号までの約 1. 8 キロメートルの区間となっております。

また、本市の事業区間につきましては、北海道の第 2 工区と時期を合わせて整備することとしており、牛朱別川に新設する橋梁や神居旭山通との交差部を経由し、豊岡 1 2 条 4 丁目までの約 0. 6 キロメートルとなっております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 これまで市の事業が北海道の事業に変更された部分もあったということなんですけれども、その当時も質問させていただきましたが、用地補償について遅れがないのか、進捗状況をお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 土木部長。

○土木部長（富岡賢司） 本事業における用地補償でございますが、平成 2 8 年度から、北海道の第 1 工区については、本市が用地取得業務を受託し、実施しており、令和 4 年度までに全て完了しております。

なお、北海道の第 2 工区と本市の事業区間の用地補償につきましては、今後、実施設計や用地測量を終えた段階で着手する予定となっております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 旭川市の事業期間についてですけれども、どのようになっていますか。

○議長（福居秀雄） 土木部長。

○土木部長（富岡賢司） 本市の事業期間につきましては、令和 5 年度から令和 1 4 年度までの 1 0 年間となっております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 液状化の影響によって擁壁部基礎が設計追加されたということです。

物価高騰の影響によっても事業費の上昇はあると考えておりますが、影響はないのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 土木部長。

○土木部長（富岡賢司） 液状化対策等に伴う事業費への影響でございますが、擁壁部の基礎形式が直接基礎からくい基礎になったことによる影響に加えまして、昨今の物価高騰などや働き方改革による工期の長期化もあり、一定程度、事業費は上昇するものと考えております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 それでは、工期がどうなるのか、心配をされますね。予定どおりに事業期間内で完了できるのかについてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 土木部長。

○土木部長（富岡賢司） 事業期間につきましては、現在、工事工程等を精査しているところでございますが、いわゆる2024年問題や、週休2日制の導入などの働き方改革の影響に伴い、事業期間を延長する可能性はあると考えております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 仮に事業期間が延びた場合に、財源はどうなるのでしょうか、確保できるのか、影響はないのでしょうか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄） 土木部長。

○土木部長（富岡賢司） 都市計画道路の整備事業の事業期間につきましては、都市計画法に基づく事業認可の変更手続などが必要となりますが、延長は可能でございます。本市においても、これまで同様の事例がありますことから、国の交付金等の活用に関しましては特に影響はない、そのように考えております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 延びても国の事業費はいただけるので大丈夫と、そういうような御答弁ですね。

当初の計画は、旭川市の事業であったときには事業完了は一体いつまでに終了する予定であったのですか、また、今回の追加になりました分としての擁壁の計画は最初からあったのか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄） 土木部長。

○土木部長（富岡賢司） 現在、北海道と本市で進めている一連の事業につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、平成26年4月に一部区間が道道に昇格する前は全区間が市道でございましたので、平成24年度から令和5年度までの事業期間で本市が事業を実施する計画となっていたところでございます。

また、擁壁の設置の区間についてでございますが、当時から、現計画と同様に連続して擁壁を設置する、そのような計画となっておりました。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 分かりました。

令和5年度に完了予定が、現在、随分遅れているということが分かりました。さらに、道の事業とも一緒になって、令和14年までかかると、それもさらに事業期間内では終わらないかもしれな

いという、そういった答弁ですね。

愛宕の地域にとっては、住民への影響は、橋ができて新しい道路ができてというところで影響が大きいです。市はどのように住民への配慮をしていくのか、最後に、考え方をお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 土木部長。

○土木部長（富岡賢司） 本事業における地域への影響でございますが、神居旭山通から牛朱別川寄りの住民からは、擁壁などの整備によって地域の分断などを懸念する声をいただいております。そうした意見を踏まえ、擁壁区間の途中に乗用車などが通行できるボックスカルバートを設置するなど、影響を軽減するよう対策を講じる考えでございます。

都市計画道路の整備は、都市の骨格となる交通ネットワークの強化を図り、地域間相互の交通を円滑にすることを目的とした事業でございますが、本事業のように沿線住民などから生活環境への影響を心配する意見をいただくこともございます。本事業の実施に当たっては、そうした地域の声をしっかりと受け止めながら、土地利用への影響や生活環境に配慮した道路整備に努める必要があると考えております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 では、次に、一般会計補正は最後の3項目めに入ります。

今回、中心市街地活性化推進費について準備を進めておりました。今回、質問をつくっておりましたところ、一昨日、報道で答弁が先に出てしまいました。タイミングがよ過ぎて大変驚きました。担当は、取材を受けていないとのこと。ぎりぎりでしたが、質問は全て作り直しをさせていただきました。

それでは、まず、補正予算概要についてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 三宅地域振興部長。

○地域振興部長（三宅智彦） 中心市街地活性化推進費につきましては、今年度、買物公園エリアで実施した社会実験で得られた効果や課題を踏まえ、エリアへのさらなる来街の促進や滞在できる環境の充実に向けて、日常的に様々な人が集い、交流できる機能の強化や、公共空間を利活用しやすくするための機能の恒常化などを目的として実施する社会実験の費用として、委託費及び事務費の合計1千900万円を計上しております。

なお、全額を令和7年度に繰り越すものであり、財源につきましては、事業費の2分の1の950万円が国の補正予算である官民連携都市再生推進事業費補助金、残り950万円が一般財源となっております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 昨年に行った事業のほぼ継続的な考え方というふうに受け止めております。

それでは、昨年と言っても、今年度、令和6年度なんですけれども、1年前の事業効果について、まず、目的はどのようなものであったのか、果たしてそれに対しての効果があったか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄） 地域振興部長。

○地域振興部長（三宅智彦） 昨年夏場に開催しました今年度の社会実験につきましては、官民連携の買物公園エリアプラットフォームが主体となり、昨年3月に策定された買物公園エリア未来ビジョンの実現に向けて、昨年8月から9月の約1か月間にわたり、買物公園エリアへの来街の促進

や人の流れをエリア全体に広げることなどを目的として社会実験を実施したところでございます。

主な内容につきましては、人工芝やストリートファニチャーを設置し、簡素化した手続で様々なイベントなどに活用できるバスキングエリアのスペースを設けるなど、合わせて4つの滞在空間を設置し、エリアへの来街や滞在時間の増加を促進するとともに、電動カートの運行、電動車椅子のレンタル、電動キックボードの乗車体験ツアーを実施し、エリアへの来街や滞在時間の増加に加えて、周辺への人の流れの拡大にも取り組んだところでございます。

社会実験の効果につきましては、調査等の結果から、滞在空間の通行量が実施前の時期に比べて約2割、30分以上滞在した方は約1割増加し、バスキングエリアでは、大道芸や飲食店舗などトータル123件の出展があり、また、電動カートなどのモビリティの利用者数は延べ1千245人となるなど、幅広い年齢層の方々に利用されたところであります。

また、取組全体に対する満足度につきましては、アンケートで9割を超える方から、よいことだと思うとの意見や継続実施を望む声が寄せられたところであります。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 効果について約1割から2割、このレベルが果たして効果的と言えるかどうかは疑問がありますが、昨年というか、今年度というか、1年前の夏に行われた事業は、業務委託ということで東京のコンサルに委託をされました。プロポーザル入札により、僅か2点の差で地元の業者は受託をできませんでした。

では、コンサルは何が優れているのでしょうか。提案どおりに事業が進んだのか、どのような提案がよかったのか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄） 地域振興部長。

○地域振興部長（三宅智彦） 今年度の社会実験に係る運営事業につきましては、審査会を設置し、公募型プロポーザル方式により4者から企画提案書の提出を受けて審査を行い、最終的に受託先事業者を決定したところであります。

この事業者からは、これまでの全国的な実績を基に、地域の関係者と協働して運営を行うことを前提とした提案があり、委託業務を進めるに当たっては、未来ビジョンに掲げる将来像の実現に向けて、地元のデザイナーによる統一的なデザインの下、地域の関係者が主体的に参画し、また意見を反映させていく中で、滞在空間の設計や各ゾーンの特色などを生かした企画運営が行われたところであります。

この結果、社会実験全体に対して満足しているとの意見や継続実施を望む声が多く寄せられたところであり、こうした結果から、社会実験の取組がエリアのイメージアップや全体のにぎわい創出に一定の効果が得られたものと捉えております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 この事業は、国の補助金が2分の1入るということであります。そのための補助の要件についてお聞かせください。

また、今年度終了している部分については、観光客への対応等については入っていなかったように感じるわけですが、そういったところについてもどのように補正を考えていくのか。使い方はですね。お聞かせください。

○議長（福居秀雄） 地域振興部長。

○地域振興部長（三宅智彦） 令和7年度の社会実験の財源につきましては、事業費の2分の1の950万円について、今年度と同様、官民連携都市再生推進事業費補助金を活用することとなります。

この補助金は、人材の集積や民間投資を引きつけ、都市の魅力や国際競争力の向上を図るため、官民の様々な人材が集まるプラットフォームの構築や、交流拠点づくりなどを総合的に支援し、官民連携による都市の再生を図ることを目的としております。

中心市街地である買物公園をはじめ、エリア全体に多くの観光客が来訪し、今後さらに増加していくことが見込まれていることから、補助金の活用に当たっては、そうした視点を取り入れながら、社会実験をきっかけとして都市の魅力をさらに高めていけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 事業費の費用対効果については示されておられません。

そもそもこの事業は経済対策ではなくて地域振興策であるからということのようなんですけれども、貴重な一般財源を使うわけです。補正予算の費用対効果は検証しなくてよいと考えているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄） 地域振興部長。

○地域振興部長（三宅智彦） 今年度の社会実験におきまして、定量的な目標値は定めていなかったところでございますが、取組の効果につきましては、通行量や滞在時間の増加につながるとともに、社会実験全体の満足度などにおいて一定の評価が得られたものと考えております。

一方で、取組の認知度向上や沿道店舗とのさらなる連携の必要性など、さらに効果的な取組とするための課題も認識したところであり、今後は、こうした課題等を踏まえ、今年度で得られた効果をさらに広げていくための取組の改善と充実について検討してまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 期間中の限定された期間でのイベントの開催などをしていましたけれども、買物公園の空き店舗対策として、これまでどのような効果があったのか。そういったところへ財源を使うほうが効果的ではないかと私は思うのですが、今回の補正予算の事業との関係についてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 三宮経済部長。

○経済部長（三宮元樹） 中心市街地出店促進補助金につきましては、これを開始した平成23年度から令和5年度までの13年間で交付実績は合計で136件ございますが、このうち82件が買物公園の出店となっております。この補助金によりまして、買物公園をはじめとした中心市街地への新規出店を後押しするとともに、家賃負担の軽減は事業継続の一助になっているものと認識をしております。

経済部は、商店街など商業振興という観点からこの社会実験に関わっておりますが、社会実験により、買物公園が住む人、訪れる人の双方にとって魅力的な空間となり、来街促進や滞在時間の増加が図られることで、沿道店舗をはじめとする商店街全体が活性化され、新たな出店が促進されることも期待できますので、今後も、社会実験で得られた成果を生かしながら、この補助金を有効に活用し、買物公園への出店を支援してまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 多様な多くの市民を対象にしてきたということですが、この事業について対象となるターゲットがない、そのことが一過性に終わっている原因ではないでしょうか。特に、国の補助金を使う要件、公共空間の活用事業、にぎわい創出のためにニーズを検討したターゲットの組立てが必要ではないかと思います。

土日と平日では対象者は異なるはずですが、平日には、仕事をしている若い子育て世代は足を運ぶことはできません。また、平日の対象、そして、土日だけであれば動きがあるかもしれません。こういった組立てを検討しながら、日常、まちなかにニーズがある、私は若者と元気なシニア層ではないかと考えておりますが、そういった方々が対象となる組立てをすべきであります。全ての人が、多様な多くの市民が対象であるという考え方は、実は誰にも魅力がないということとつながるのではありませんか。

○議長（福居秀雄） 地域振興部長。

○地域振興部長（三宅智彦） 今年度の社会実験におきましては、若者や高齢者の方が滞在空間を訪れ、思い思いで楽しむ様子や、夜にはお酒を楽しむ方など、時間帯に応じて様々な形でくつろぐ様子も多く見られたところであり、対象者や時間帯を意識した取組は来街促進やにぎわい創出に効果的であると認識したところでございます。

このため、令和7年度の取組におきましても、若者や高齢者の方をはじめ、様々な方の時間ごとのニーズに対応できるようなコンテンツの充実などについて検討してまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 これまでの事業は、イベントによる一過性のにぎわいであり、日常的なにぎわいづくりにはつながっていないのではないのでしょうか。今後の展望として、買物公園のにぎわいづくりの民間による継続的な体制づくりに、果たしてこの補正予算はつながっていくことになるのでしょうか。

最後に、事業の方向性についてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 地域振興部長。

○地域振興部長（三宅智彦） 買物公園エリアの活性化に向けましては、今後も未来ビジョンの実現に向けた取組を継続して行う必要があるものと考えており、そのためには、本市はもとより、より多くの民間の皆さんに担い手として参画いただき、様々な分野で主体的に活躍していただくことが重要であると認識しております。

今年度の社会実験におきましても、商店街関係者や市民の皆さんなどに企画、また運営において主要な役割を果たしていただいているところですが、今後も、官民で連携を図りながら、さらなる人材の発掘を進めるとともに、市としましては、買物公園エリアを簡素化した手続で利活用できるような仕組みづくりなど、ニーズを捉えた対応を行ってまいりたいと考えております。

本市の中心市街地は、JRやバスなど交通結節点を備えたまちづくりの拠点であり、買物公園は、長年にわたり親しまれてきたまちのメインストリートであります。買物公園における社会実験は期間を定めた取組とはなりますが、買物公園をはじめとする中心市街地が、さらに居心地がよく、滞在しやすい空間となることでにぎわいが増していくように、市民の皆さんと協力して一つ一つの改善を積み重ね、取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 以上で、金谷議員の質疑を終了いたします。

（金谷議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄） 次に、能登谷議員。

（能登谷議員、質疑質問席に着席）

○能登谷 繁議員 それでは、議案第1号、一般会計補正予算について伺ってまいりたいと思います。

まず、今年度の物価高騰対策について。

様々な分野で物価高騰が続いています。今度の4月には、1万件以上の品目で商品の値上げが予定されているという報道も出ています。日本銀行が昨年12月に行った生活意識に関するアンケート調査によると、1年前と比べた現在の物価水準は平均17%上昇したと実感しています。また、回答を数値順に並べた際に、中央に位置する値、中央値は12.5%上昇でした。いずれも、現在の形式で調査を行った2006年6月以降で最も高くなりました。また、農林水産省は、今月19日、1月の2024年産米の相対取引価格の全銘柄平均は、玄米60キロ当たりで2万5千927円になったと発表しています。前年同月比で69%上昇、5か月連続で過去最高を更新するという事態になっています。

今回の補正予算が今年度最後の物価高騰対策のチャンスになると思いますが、現状の物価高騰に対する市の認識と、今年度の物価高騰対策の合計金額がどうなる見通しなのか、さらに、その財源構成はどうなっているか、それぞれお示しいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 熊谷総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 令和6年12月分の消費者物価指数のうち、総合指数は前年同月比で3.6%の上昇、前月比で0.6%の上昇となっていることや、国の燃料油価格激変緩和補助金の縮小に伴い、灯油価格等が上昇していることなどから、本市においても、物価高騰の影響は広く市民生活や経済活動に及んでいると認識しております。

また、本市の今年度の物価高騰対策につきまして、金額を1千万円単位で申し上げますが、先月の臨時会で議決いただいた補正予算と令和5年度から令和6年度に繰り越した予算の合計で11億1千万円となっており、財源については、国庫支出金が7億9千万円、諸収入が5千万円、一般財源及び繰越金の合計が2億7千万円となっております。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 今年度の物価高騰対策の財源は聞きました。市の一般財源及び繰越金が、今の時点では2億7千万円となっておりますが、交付金を100%活用できるように積んでいるものであって、決算時点ではなくなるものではないのでしょうか。事実上は、市独自の物価高騰対策はないに等しい状況と思いますが、市が財源まで用意した独自対策はあったのでしょうか、お答えください。

○議長（福居秀雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 独自の物価高騰対策につきましては、市民生活や地域経済の現状のほか、本市の財政状況も踏まえた中で、国から交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を最大限活用することを念頭に置きながら、一定の不用額も想定して予算を計上しておりますことから、決算ベースでは一般財源等による対策は少なくなるものと考えております。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 不用額を想定して予算を多めに計上しているということですが、決算時にはこれはほとんどなくなるものですよね。ですから、事実上は旭川市独自の物価高騰対策はないということだと思います。

続いて、伺います。

今回の補正予算のうち、燃料費の追加分は幾らになるのか、また、その内容についてもお示しください。

○議長（福居秀雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 今回の補正予算で燃料費に係る予算の追加は、7事業で1千522万1千円となっております。

その内容といたしましては、旭川聖苑で1千94万3千円、小中学校で234万3千円、支所で109万7千円、常磐館で83万8千円となっております。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 灯油価格の高騰は続いており、北海道消費者協会が2月14日に発表した2月の全道平均価格は、1972年の調査開始以来、最高値の131.38円となっているようですが、これについての市の認識を伺いたと思います。

○議長（福居秀雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 灯油価格の高騰は、寒冷地である本市におきまして、市民や事業者への影響が大きいものと認識しております。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 市は、2年連続で福祉灯油を実施してきましたが、今年度は実施されませんでした。さきの臨時会の補正で福祉灯油を実施すべきだったのではないのでしょうか、見解を伺います。

○議長（福居秀雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） さきの令和7年第1回臨時会の補正予算では、住民税非課税世帯に1世帯当たり3万円の給付金が支給されることに加え、非課税世帯以外の低所得世帯や子育て世帯等への支援が必要であること、さらに、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー分の限度額などから総合的に判断し、福祉灯油購入助成事業の実施を見送ったところでございます。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 重点支援地方交付金についても伺っていきます。

この交付金のうち、地方独自の物価高騰対策に活用できる推奨事業メニュー分の残高は現時点で幾らになっているのか、改めて伺います。

○議長（福居秀雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、推奨事業メニュー分につきましては、限度額が10億5千269万4千円で、さきの臨時会で4億7千231万9千円を活用したため、現時点の残額は5億8千37万5千円となっております。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 上川中部の周辺のまちは、1市8町としていろんな動きを共同で進めています。が、周辺町の上川中部8町では、全てのまちで今年度も福祉灯油を実施しています。

先ほどの答弁では、住民税非課税世帯に1世帯当たり3万円の給付が支給されるなどの理由で、簡単に言えば、対象者が同じだから福祉灯油はしなくてよいという論理でしたけれども、周辺8町も、同じ3万円給付がありながら、灯油の高騰にも配慮して福祉灯油を実施しました。

旭川市だけ冷たい対応になるのはいかがなものでしょうか。交付金が残っているにもかかわらず、今回の補正予算に福祉灯油などの物価高騰対策がないのはどうしてなのか、また、今後の対策についてはどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 臨時会後の追加の物価高騰対策につきましては、その後の市民生活や経済活動の状況等も踏まえて取りまとめたところであり、本年4月以降の事業着手でも効果の発現が期待できると考え、令和7年度当初予算に事業費を計上したところでございます。

今後も、物価やエネルギー価格の高騰による市民生活や経済活動等への影響を注視し、必要に応じて対策を検討してまいります。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 さきに質疑もありましたが、物価高騰対策は、当初予算では遅過ぎます。新年度の当初予算でも同じ効果の事業しか考えていないからそうなのであって、今、物価高騰に苦しむ市民や事業者への即効性のある対応にはなっていません。

市独自の対策がないばかりか、せっかく交付金、財源もありながら約5億8千万円を後でゆっくり使うというのは、物価高騰対策とは言い難い、もっとスピード感を持って対応すべきだということを市長に聞きたいところですが、今日は我慢して、指摘にとどめたいと思います。

続いて、地域公共交通対策費について伺います。

補正予算の概要と補正予算額について、まずお示ください。

○議長（福居秀雄） 三宅地域振興部長。

○地域振興部長（三宅智彦） 地域公共交通対策費は、市内においてデマンド型交通として運行されている米飯線と豊里線について、令和5年10月から令和6年9月までの1年間を対象期間とする運行経費の補助金として、市が負担する1千200万7千円を補正しようとするものでございます。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 本市のデマンド型交通、米飯線と豊里線の内容や利用実績をお示しいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 地域振興部長。

○地域振興部長（三宅智彦） 米飯線と豊里線は、定期路線バスの廃止に伴う代替として、旭川市地域公共交通会議において、地域住民の生活に必要なデマンド型交通として認定された路線となっております。

米飯線は、平成25年10月1日から、JR東旭川駅周辺とペーパン地区を結ぶ路線として運行されており、現在は、平日で往路4便、復路6便、土日、祝日で往路3便、復路4便で、令和5年10月から翌年9月までの1年間の利用者数は4千300人となっております。

また、豊里線は、実証実験を経て、令和4年4月1日から本格運行されている、旭川駅前から西丘地区や豊里地区を経由し、本市と芦別市の境界である新城峠などまでを結ぶ路線であり、平日の

みの1日2往復で、同じく1年間の利用者数は1千331人となっております。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 事業費の内訳についても伺います。

市の負担額、国や北海道の補助金の状況について、直近3年間分をお示しいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 地域振興部長。

○地域振興部長（三宅智彦） 米飯線と豊里線は、共に、運賃収入等で賄い切れない運行経費について、一定の基準に基づき公的な補助を受けており、米飯線における補助額につきまして、令和4年度は国が348万8千円、市が348万9千円、令和5年度は国が208万5千円、市が592万3千円、令和6年度は、予定額となりますが、国は238万4千円、市は592万6千円となっております。また、同じく豊里線では、令和4年度は北海道が12万8千円、市が371万8千円、令和5年度は北海道が34万4千円、市が679万1千円、令和6年度は、予定額として、北海道は52万6千円、市は608万1千円となっております。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 米飯線と豊里線については、国や北海道の補助を受けながら、市の負担もあって維持されているということが分かりました。もちろん、ほかに車両の運行経費とかいろんなことは、維持経費とかというのは別にあるんでしょうけれども、おおよそ維持されているんだということが分かったと思います。

これらのほかにも、市内全体ではバスの減便が進んでいる地域があると思いますが、公共交通の課題とそれに向けた市の認識を伺います。

単独で質問するのはちょっと恐縮なので、加えて、先日は、米飯線経路近くの旭山動物園付近で事故が起きています。雪道のつるつる路面の上に、大変混雑していますので、危険な状況だと思います。特に、路線バスの旭山線の混雑は、旭川駅前から列をなし、臨時便も出ていますが、地元の人が大変乗りにくい状況となっております。

今回、補正が上がっているデマンド交通もこの付近を経路としていますので、危険を回避する安全な公共交通の運行を確保する課題もあると思いますので、それについても市の認識を併せて伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） 地域振興部長。

○地域振興部長（三宅智彦） 市内における路線バスの利用者数は長期的に減少傾向が続き、コロナ禍での大きな落ち込みから、いまだ回復に至っていない状況となっており、加えて運転手不足など、バス事業者においては大変厳しい事業環境にあるものと認識しております。

バスをはじめとした公共交通を将来にわたって維持、確保していくためには、利用実態に見合った効率的な運行が図られることを基本としながら、可能な限り利便性の確保に努め、利用促進に取り組むことなど、今後も、交通事業者はもとより、本市をはじめとした関係機関等が連携し、協力していく必要があるものと考えております。

また、運行時における安全性の確保は大変重要であり、これまでも、必要に応じ、交通事業者から道路管理等に関わる御意見をお伺いしているところであり、今後も引き続き事業者や関係機関等との情報共有に努めてまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 現状のような交通不便地域は、ペーパンや豊里だけでなく、今後さらに生じてくる可能性があるのではないのでしょうか。市として今後どのような対応を進めるつもりなのか、伺いたいと思います。

特に、今、見えているところでも、東鷹栖の三箇地域などでは平日3本、土日、祝日は1本しかないというような状況になっていますので、そこに暮らしている人で、実際に仕事に通えなくなって、昨年末、引っ越しせざるを得なかったという事例などが出ていますので、今後についてもよく検討していく必要があると思いますので、市としての今後の対応の方向性を伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） 地域振興部長。

○地域振興部長（三宅智彦） 公共交通は、通勤、通学、通院、買物などの市民生活に欠くことのできない移動手段であり、観光など地域経済において大変重要な役割を担っており、市として、これまで、公共交通マップの作成、周知や路線運行に係る支援のほか、バス事業者2社と覚書を締結して協力体制を強化し、環状通り循環線の新規路線化への調整や路線バス等の利用実態調査を行うなど、路線の確保と効率化支援などに取り組んできたところであります。

本市における公共交通につきましては、今後も厳しい利用状況が続くものと認識しており、市としまして、引き続き、現状の公共交通網を、極力、維持することを目指しながら、バス路線等を維持することが困難となった場合や、バス路線がない地域につきましては、移動実態やニーズを踏まえ、地域の多様な輸送資源を活用するなど、効率的で持続可能な交通手段の確保についても検討してまいりたいと思います。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 市としても検討していくということですが、これまでとは発想を変えていかなければならないタイミングを迎えているんでないかなというふうに感じます。

札幌市などでは、相当数の減便がされるために、1つの路線で中心部まで出ていくことは難しくなっています。それでも、札幌市には、市の地下鉄や電車などの市営交通がありますので、中心部を中心とした幹線とその先の支線を乗り継ぎながらまちまで出ることは可能になっています。

旭川市の場合は自前の市営交通を持っていないわけですが、市が中心に座って、主要な路線を幹線として大型の路線バスで運行しながら、支線は中型バスやデマンド型交通などで対応するような、地域公共交通体制を再構築していくことも考えていかなければならないのではないのでしょうか。市の考え方をお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 地域振興部長。

○地域振興部長（三宅智彦） 本市としましては、持続可能な公共交通網の形成に向けて、利用実態に見合った効率的な運行と利便性の向上による利用の促進が必要であると認識しており、議員からお話のありました手法も含め、引き続き、関係者とともに様々な方策を検討しながら、公共交通の維持と確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 以上で、能登谷議員の質疑を終了いたします。

（能登谷議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄） 以上で、通告による発言を終わります。

他に御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第3、議案第2号、令和6年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第4、議案第3号、令和6年度旭川市動物園事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第5、議案第4号、令和6年度旭川市公共駐車場事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第6、議案第5号、令和6年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第7、議案第6号、令和6年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第8、議案第7号、令和6年度旭川市水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第9、議案第8号、令和6年度旭川市下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありますので、発言を許します。

金谷議員。

（金谷議員、質疑質問席に着席）

○金谷美奈子議員 それでは、議案第8号、令和6年度旭川市下水道事業会計補正予算についてお伺いをいたします。

このたびの施設整備費の内訳と提案理由をお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 幾原上下水道部長。

○上下水道部長（幾原春実） 施設整備費の内訳といたしまして、下水道管（雨水）の布設工事費2億2千201万4千円、下水道管（老朽管）の更新工事費1億270万円、下水処理施設の更新工事費3億6千910万円、下水道管（雨水）の実施設計ほか委託費1億3千260万円、下水道管の老朽度調査業務ほか委託費8千633万円、下水処理場の実施設計委託費6千510万円となっております。

補正予算の計上理由についてでございますけれども、令和2年12月に閣議決定された防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の実施に必要な事業を対象といたしました、国の令和6年度社会資本整備総合交付金の補正予算に関連するものでございます。

本市といたしましても、老朽化が進む下水道施設の更新や雨水幹線の整備を確実に進めるため、令和7年度に実施を予定していた事業のうち、早期に発注できるものについて、国の補正予算を活用し、下水道事業の進捗を図ろうとするものでございます。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 今回の補正予算で下水道の更新も実施するということでありました。

先日の埼玉県八潮市で発生した下水道管の老朽化に伴う道路陥没事故があり、市民の皆様からも、旭川市内は大丈夫であるかと聞かれております。

市内における下水道管破損による陥没事故はこれまであったのでしょうか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄） 上下水道部長。

○上下水道部長（幾原春実） 下水道管の破損に起因する道路陥没事故につきましては、過去10年間において発生はございません。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 10年間では事故はなかったということが分かりました。

では、どのような点の調査をしているのですか、お伺いいたします。

○議長（福居秀雄） 上下水道部長。

○上下水道部長（幾原春実） 国土交通省令では、下水道管が腐食するおそれが大きいものとして、

多量の硫化水素が発生する下水道の勾配の変化や高低差が大きい箇所などにあつては、5年に1回以上の点検を行うよう定めており、本市では4年に1回の点検を行っているところでございます。また、建設後50年を迎える下水道管についての老朽度調査も行っており、その劣化状況等に合わせ、更新工事または修繕工事を実施して対処しているほか、年3回の路面巡視点検を行っております。

直近の1月の路面巡視点検では道路の異常はありませんでしたが、埼玉県の陥没事故を受けて、内径2メートル以上の污水管について、2月17日から19日にかけて緊急自主点検を実施したところであります。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 ここ数日、緊急点検をしたということが分かりました。無事、問題がなかったということだと思いますが、八潮市の事故は約10メートルの深さで4.75メートルの下水道管が腐食、破損したと言われております。

では、旭川市の下水道はどのような状況ですか、幹線の大きさや深さについてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 上下水道部長。

○上下水道部長（幾原春実） 本市の下水道幹線のうち、最下流に位置する下水処理センター直近の幹線が最大の断面を有しているところでございまして、幅2.9メートル、高さ3.25メートルの箱型の管で、深さは約10メートルとなっております。また、市内で最も深い位置に埋設されているものは約17メートルとなっているところでございます。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 下水道管の深さが5メートル以上であったり、また、地質、土質と申しますか、そういったものが砂であったり、そういったことが今回の事故の大きな理由ではないと言われております。旭川市の状況はどうなっていますか。

○議長（福居秀雄） 上下水道部長。

○上下水道部長（幾原春実） 埼玉県八潮市におきましては、古くは東京湾とつながる遠浅の海だったと伺っているところでございまして、事故現場の地盤は、主に砂で構成された非常に緩い地盤だったとの報道がございます。

本市の地盤につきましては、文献や既存の地質調査結果から、おおむねよく締まった礫質土であると考えております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 質が違うということで、旭川市はこのような事故は起こり得ないというふうにおっしゃっているのか。被害が大きくなる砂の地質ではないということはお示しいただきましたが、それでは陥没事故は起こらないということによいですか。

○議長（福居秀雄） 上下水道部長。

○上下水道部長（幾原春実） 下水道管の破損や道路陥没の範囲がこれほどまでに大きくなった原因につきましては、埼玉県が第三者委員会を設置して調査に当たるとされておりますが、本市におきましては、当該事故現場と比べて堅固な地盤が広がっているものと認識しているところでございます。

また、今回の緊急自主点検では、硫化水素が発生しやすい箇所を抽出し、実施したところであり

ますが、管の破損や継ぎ目の劣化等の異状がないことを確認したところであります。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 原因となる硫化水素の発生、また、継ぎ目の劣化の確認もしたということで安心をいたしました。が、専門家として知見を持つ東京大学生産技術研究所の桑野教授によると、設置から30年以上経過している下水道管は危険性が高いとの見解が示されており、旭川市の下水道管については50年以上を対象としている、そのようにお伺いをしておりまして、本当にこのままでよいとお考えなのでしょうか。緊急工事の必要はないとされておりますけれども、今後、点検対象の変更などの必要はないのでしょうか。

下水道管老朽化調査の今後の考え方などについて、最後に、事業管理者にお聞きいたします。

○議長（福居秀雄） 佐藤水道事業管理者。

○水道事業管理者（佐藤幸輝） 本市の下水道事業は、昭和33年から事業着手し、昭和40年の中頃から急速に汚水管の整備、普及が拡大いたしまして、現在では普及率は97.3%となっております。

一方で、下水道管の標準耐用年数の50年を経過する管路が今後増加していくことが見込まれ、平成24年度から、老朽管対策として、管路の点検結果に基づき、必要な更新を進めてきたところでございます。

今回の八潮市で発生いたしました下水道の老朽化が原因とされる道路陥没事故を受けまして、市民の安全確保や市民生活への影響の大きさを再認識したところでございます。

また、国では、今回のような事故の再発防止に向けた有識者委員会を設置し、老朽管対策について、点検手法の見直しや施設管理の在り方などについて検討を行うこととしております。

本市といたしましても、こうした国の動向や下水道管の状態をしっかりと把握し、老朽化への取組を着実に進めてまいります。

○議長（福居秀雄） 以上で、金谷議員の質疑を終了いたします。

（金谷議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄） 以上で、通告による発言を終わります。

他に御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第10、議案第9号、令和6年度旭川市病院事業会計補正予算についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第１１、議案第１０号、旭川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） ここで、お諮りいたします。

この際、日程の一部を変更し、日程第１２から日程第２０までの議案第１１号ないし議案第１９号の以上９件を一括して議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、日程第１２から日程第２０までの議案第１１号ないし議案第１９号の財産の取得の追認、契約の締結の追認の以上９件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありますので、発言を許します。

能登谷議員。

（能登谷議員、質疑質問席に着席）

○能登谷 繁議員 議案第１１号から議案第１９号の追認議案について伺います。

結構長く市議会議員を務めさせていただいていますが、追認という議案はあまり聞いたことがありません。

本市で過去に議案として提出したことがあったのかどうか、まず伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） 和田総務部長。

○総務部長（和田英邦） 本市におきましては、財産の取得や契約の締結において、地方自治法等に規定された議会の議決を経ずに契約手続を行ったことにより追認の議案を提出したことは、これ

までに例はなかったところでございます。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 これまでに例はないということで、前代未聞の事態ということになります。なぜ、議案として提出されず、契約手続が行われたのでしょうか。事のてんまつについてお示しいただきたいと思います。

まず、議案第11号から議案第12号について伺います。

○議長（福居秀雄） 河端消防長。

○消防長（河端勝彦） 議案第11号の防火衣賃貸借契約と議案第12号の署活動用無線機等賃貸借契約につきましては、いずれも所有権移転特約つき賃貸借契約であり、かつ予定価格が2千万円以上であるため、地方自治法に基づき、本市条例に規定する議会の議決に付さなければならない財産の取得に該当する契約であったものでございます。

賃貸借期間終了後に、所有権が市に移転する物品の賃貸借契約が動産の買入れに該当するという認識が不足していたことにより生じたものでございます。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 続いて、議案第13号から議案第18号については、どうして議案が提出されなかったのか、事のてんまつをお示してください。

○議長（福居秀雄） 坂本学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 令和2年度において、市内全小中学校では、国が推進するGIGAスクール構想に基づき、タブレット端末のほか、充電・保管用の電源キャビネット及び通信ネットワークの整備を行いました。

令和2年度に契約を締結した電源キャビネット設置業務については、事業者からの物品の調達に加え、教室への設置やコンセント増設といった工事も包括的に委託する契約であるため、議決を必要とする財産の取得に該当するという認識が不足していたことにより生じたものであります。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 議案第13号から議案第18号の電源キャビネットについて、現在、タブレットの一斉更新を行うと聞いていますが、タブレットを更新した際に、令和2年度に取得した電源キャビネットはどうなるのでしょうか。

タブレットの更新後も引き続き使用することができるのかどうか、伺います。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 令和2年度に取得した電源キャビネットについては、令和7年度に予定しているタブレットの更新後も引き続き使用してまいります。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 タブレットや電源キャビネットについては、コロナ禍において、学校ICT、GIGAスクール構想ですが、この推進の流れで整備したと記憶しております。

当初は5年かけて整備するところを、コロナ対策の予算に便乗して一気に整備した、そのことによって、現場では相当な無理や混乱があったために、このような議会を無視するような前代未聞の事態になったのではないのでしょうか。

当時、どのような役割分担で事業を実施したのか、伺います。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 学校ＩＣＴ環境の整備については、令和２年当時のコロナ禍において、国から児童生徒１人１台端末の配置が示され、限られた時間の中で端末の導入、ネットワーク環境の整備、利活用の検討などについて、部内それぞれの担当課で連携を図りながら実施してまいりました。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 今、連携を図りながら実施という答弁でしたが、十分な連携が図れなかったからこのような事態になったのではないのでしょうか。

さらに、議案第１９号について、どうして議案が提出されなかったのか、これについても事のてんまつをお示ください。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 令和５年度に契約を締結した旭川市学校施設照明ＬＥＤ化（ＥＳＣＯ事業）業務については、ＬＥＤ化と耐震化を併せて実施することで、学習環境の向上と安全、安心を確保するとともに、消費電力量及び二酸化炭素の排出量を削減する事業であります。

当該業務については、省エネルギー診断や資金調達、設計、施工、維持管理といった事業全体を包括的に委託する契約であるため、議決を必要とする工事契約に該当するという認識が不足していたことにより生じたものであります。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 事業全体を包括的に委託する契約との答弁でしたが、結局のところ、これは、コンサルタントに丸投げし、自前のチェックがなされない、資産の管理まで考えが及ばなかったのではないのでしょうか。

いずれにしても、法令を遵守していないこと、また、議会軽視と言わざるを得ない事態と言えます。組織として緊張感に欠けている、簡単に言えば、たるんでいるから前代未聞の事態になったのではないのでしょうか。責任のある方の見解を伺います。

○議長（福居秀雄） 中村副市長。

○副市長（中村 寧） このたびの追認議案につきましては、先ほど来、所管部長から御答弁がありましたように、工事の請負あるいは財産の取得に関しまして、関係法令等に基づく議会の議決を必要とする契約であるという認識が不足していたということにより生じたものであり、議会の議決を得ず契約を行ったということにつきまして、おわびを申し上げます。

本市といたしましては、二度とこのようなことが起こらないよう、全庁に対しまして、２月７日付で、再発防止に向け、法の趣旨を踏まえた適切な対応ということなどを内容とした通知を発出したところであり、今後も、管理職等によるチェック体制などを整えるなど、適正な事務執行について、全庁を挙げてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 以上で、能登谷議員の質疑を終了いたします。

（能登谷議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄） 以上で、通告による発言を終わります。

他に御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、いずれも原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、いずれも原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第２１、議案第２０号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第２２、議案第２１号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第２３、議案第２２号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第２４、議案第２３号、指定管理者の指定についてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第２５、議案第２４号、指定管理者の指定についてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第２６、議案第２５号、指定管理者の指定についてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第２７、議案第２６号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第２８、議案第２７号、指定管理者の指定についてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第２９、議案第２８号、指定管理者の指定についてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第３０、議案第２９号、指定管理者の指定についてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第３１、議案第３０号、指定管理者の指定についてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第３２、議案第３１号、指定管理者の指定についてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第３３、議案第３２号、指定管理者の指定についてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第３４、議案第３３号、指定管理者の指定についてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第３５、議案第３４号、指定管理者の指定についてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第３６、議案第３５号、指定管理者の指定についてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第３７、議案第３６号、指定管理者の指定についてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第３８、議案第３７号、指定管理者の指定についてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第３９、議案第３８号、指定管理者の指定についてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第４０、議案第３９号、指定管理者の指定についてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第４１、議案第４０号、指定管理者の指定についてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第４２、議案第４１号、指定管理者の指定についてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第４３、議案第４２号、指定管理者の指定についてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（福居秀雄） 日程第４４、議案第４３号、指定管理者の指定についてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長(福居秀雄) 日程第45、報告第1号、専決処分の報告についてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次、発言を許します。

江川議員。

(江川議員、質疑質問席に着席)

○江川あや議員 では、この報告第1号に関して、専決処分の報告ということですが、債務不履行による損害賠償という、なかなか聞いたことのないようなものですので、伺いたいと思います。

まず、遅延損害金ということですが、こちらは何になりますでしょうか。

○議長(福居秀雄) 和田総務部長。

○総務部長(和田英邦) このたびの遅延損害金につきましては、学校教育部に所属する職員の時間外勤務手当の一部を本来の支給日を過ぎて支給したことにより生じた、履行遅滞に基づく遅延損害金でございます。

○議長(福居秀雄) 江川議員。

○江川あや議員 簡単に言うと、時間外手当を払っていなかった分に関して、支払いまでに時間がかかったので遅延損害金を払わなくてはならなかったということになります。このこと自体が大変不思議だなということなんですが、なぜこの遅延損害金を支払うこととなったのか、お聞かせください。

○議長(福居秀雄) 坂本学校教育部長。

○学校教育部長(坂本考生) 令和2年度において、命令した時間外勤務以外にも勤務実態があったとして、令和5年3月、学校教育部の職員1名から、教育委員会に対し、未払い分の時間外勤務手当の請求があり、同時期に同様の措置要求を行った公平委員会から、令和6年8月、終業後勤務に係るものは支給対象として扱うことが適当であるとの判定が示されました。

これを受け、支給対象となる手当の範囲について当該職員と協議し、令和2年4月分及び同年6月分から8月分までの終業後勤務時間のうち、当時、所属長の命令のなかった217時間分、77万4千318円を令和7年1月17日に追加支給したことにより遅延損害金が生じたものであります。

○議長(福居秀雄) 江川議員。

○江川あや議員 ただいまの御答弁の中で、同時期に同様の措置要求を行った公平委員会から、令和6年8月、終業後勤務に係るものは支給対象として扱うことが適当であるとの判定が示された、

そして、所属長の命令のなかった217時間分、77万4千318円に対して追加支給をしたので遅延損害金が生じたということです。

公平委員会から措置要求がされているということ、それから、所属長の命令のなかった時間外手当を払うということに大変違和感を覚えております。命令がなかったのに支払うことが適当と判断されている。

そして、ある意味、これはすごく画期的なことだと思うんですけども、どこまででも遡って支払うということが可能なのかというところもちよっと不思議だな、まあ可能なのかなと思います。

時間外勤務手当の請求に関して、時効等、そういったことなんかはあるのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 時間外勤務手当の請求権については、労働基準法により、支給日の翌日から3年を経過すると時効になるとされており、このたびの時間外勤務手当の未支給分については、令和5年9月に時効が完成しております。

本件については、時効完成前の令和5年3月に教育委員会へ請求があり、同時期に公平委員会への措置要求もなされていたことから、同委員会の判定を踏まえた上で、当該職員との協議や支給範囲の確定について対処するとの考えに立ち、作業を進めてきたものです。

こうした経過を含めて、弁護士から法的助言もいただき、追加支給を行い、遅延損害金を支払うこととしたものです。

○議長（福居秀雄） 江川議員。

○江川あや議員 令和5年9月に時効が完成しているということ、いわゆる労働基準法によって支給日の翌年から3年経過すると時効になるけれども、今回の場合は、令和5年9月に時効が完成しているにもかかわらず、措置要求もされていた、それから、公平委員会の判定を踏まえた上で様々な対処をするとの考えに立って、弁護士から法的助言もいただいて、今回、遅延損害金も支払うということですね。

時効が完成した後に、市民の財産である税金から遅延損害金を、損害を与えているということ、これは本当に違和感があります。

これまでにこのような事例というのはあったのでしょうか、そして、今後も同じ事態が起きた場合はどのような対応となりますでしょうか。

○議長（福居秀雄） 総務部長。

○総務部長（和田英邦） 時間外手当を遡って支給したことにより遅延損害金が生じた事例につきましては、給与支給に関する文書が残っております10年間はなかったと把握してございます。

また、過去の時間外勤務手当の請求があった場合は、当時の時間外勤務の記録の確認や、関係する職員への聞き取りなども踏まえまして、支給について判断するものと考えております。

○議長（福居秀雄） 江川議員。

○江川あや議員 記録の確認、関係する職員への聞き取りなんかも踏まえて、支給については今後判断していくというふうに考えているということですね。

そして、何より今回のような事態、この報告案件にあるようなことというのは、10年間はなかった、少なくとも、文書が残っているという——文書の廃棄の問題がありますので、10年間遡っ

たけれども、なかったということですね。

私も元議員の先輩方なんかに聞いたんですけども、やはり、周りの議員さんも含めて、皆さん、これまでにこういったことの覚えがないということをおっしゃっていましたが、本当に珍しいことだと思うんですけども、今回のことに関してどのように認識しているのかを伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） 総務部長。

○総務部長（和田英邦） 今回の事案につきましては、極めてまれなものと認識してございまして、今後、同じようなことが発生しないよう、時間外勤務の管理を適正に行うよう努めてまいります。

○議長（福居秀雄） 江川議員。

○江川あや議員 さきの答弁の中でもありました、令和6年8月に公平委員会からこういったことを出しているということだったんですが、御本人であったり、そして代理人からいただいた資料なんかによりますと、令和5年6月1日付の公平委員会からの意見書の送付なんかもあるように聞いております。

今回、今後、ないようにというふうにおっしゃっていただきましたので、ここで引きますけれども、しっかりと御本人に寄り添って受け止めて、そして、関係性をきっちりと築いていただきたいと指摘いたしまして、私のところでは、こちらで終わりたいと思います。

○議長（福居秀雄） 以上で、江川議員の質疑を終了いたします。

（江川議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄） 次に、横山議員。

（横山議員、質疑質問席に着席）

○横山啓一議員 報告第1号、専決処分の報告について、私からも何点か質疑をさせていただきますが、江川議員の質疑と若干かぶるところもあるんですけども、ちょっと問題意識が違うところもありますので、重複をお許しいただきたいと思います。

先ほどの江川議員の質疑とそれに対する答弁を伺っていたんですけども、私は人生の中で時間外手当を支給された経験がないので、聞いただけだと、3年もたってから時間外手当を請求するって、どういうことなのかなというのが率直な疑問なんですよね。通常であれば、もうちょっと早く請求をするのではないかなと思うんですけども、一体何があったのかと。この報告だけでは、様々、疑念を持たれると。しかも、遅延損害金も市の財政から支払っていることになりますので、これについては、可能な限り明らかにさせていただきたいなというふうに思います。

まず、なぜ遅延損害金を支払うことになったのかを、改めて、簡潔にお答えいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 坂本学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 令和2年度における時間外勤務について、令和5年3月、学校教育部の職員1名から教育委員会に対し、未払い分の時間外勤務手当の請求があり、同時期に措置要求を行った公平委員会からは、令和6年8月、終業後の勤務については支給対象として扱うことが適当であるとの判定が示されました。

これを受け、支給対象となる未払い分の時間外勤務手当について当該職員と協議し、令和7年1月に追加支給したことにより、遅延損害金が生じたものであります。

○議長（福居秀雄） 横山議員。

○横山啓一議員 時間外手当請求と同時に、公平委員会に措置要求がなされているということでした。さらに、その判定が出た後、5か月経過してから手当が追加支給されて遅延損害が生じたということだったと思いますが、そういう経過を伺うと、手当請求だけではなくて、何か双方で認識の違いが生じていたんではないか、さらに、協議にも時間を要したのではないかというふうに想像されます。

ところで、公平委員会に措置要求されたのは、時間外手当の支払いについてだけなんですか。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 令和5年3月の公平委員会への措置要求については、時間外勤務手当の未払い分の請求のほか、長時間労働の実態調査と改善などとなっています。

○議長（福居秀雄） 横山議員。

○横山啓一議員 実態調査が必要となるような勤務実態があったと当該職員が訴えて、争われていたということになるのかと思います。

この請求に至るまでの対応について、市教委としてはどういうふうに受け止めているのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 令和2年当時においては、新型コロナウイルス感染症により前例のない対応に追われる中で、当該職員についても、相当量の業務を担い、上司や同僚も、都度、サポートをしてきたものの、負担は大きかったものと認識しています。

その後も、当該職員は、十分な支援を受けられていないとの思いから、職場における業務管理や職員への配慮に対し、疑問や不安を抱くことにより、令和5年3月の請求に至ったものと受け止めております。

○議長（福居秀雄） 横山議員。

○横山啓一議員 今お答えになった中に、双方の食い違いの部分がちょっと見え隠れしているかなと思います。そういった部分が課題だったというふうに受け止めたいと思います。

さて、ここに至った原因とか結果をどう分析して、今後どのように改善していくのか、お考えをお示してください。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） このたびの件については、当時の所属長による当該職員の時間外勤務の管理が不十分であったことから、命令と実態に差異が生じ、時間外勤務手当の追加支給となったものであります。

当該職員が所属する職場では、職務上、自己研さんの調査や研究も多く、こうしたことを終業後に行う際、その一部は勤務に含めることは適当ではないとの認識の下、時間外勤務が運用されており、当時の対応は適切ではなかったものと受け止めております。

今後は、改めて、職員の健康管理を最優先に、時間外勤務の適切な運用に取り組むとともに、相談しやすい職場づくりに努めてまいります。

○議長（福居秀雄） 横山議員。

○横山啓一議員 今の答弁の中に、職務上、自己研さんの調査研究も多い、だから、勤務に含め

ることは適当でないという認識は市教委にあったけども、当該職員はそうではなかったということも明らかになりました。その部分については、恐らく改善されているということだと思いますので、引き続き努力をしていただきたいと思います。

さて、時間外勤務手当を相当な期間経過した後に支給となったこと、また、そのことによって遅延損害金を生じたことについて、当該職員に対してはもちろんですけれども、支出しなければならなくなった市民に対しても、何らかの対応、謝罪をなさいたいということまでは言いませんけども、何らかの対応が必要ではないかというふうに思いますので、責任を有する立場の方から見解を伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） 野崎教育長。

○教育長（野崎幸宏） このたび、時間外勤務手当の追加支給に当たりまして、4年余りの時間を費やしてしまったということから、支給されるかどうか分からないというような不安定な期間を職員が過ごさざるを得なかったということ、また、その結果、今回、御報告させていただいております遅延損害金を生じさせたということは、大変申し訳なく、深くおわびを申し上げたいと思います。

今後でありますけれども、より一層業務の効率化を進め、職員の負担軽減、また、管理監督者による職員の勤務状況や体調の管理などの適切な把握に努めて、職員が健康でやりがいを持って働くことのできる職場づくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（福居秀雄） 横山議員。

○横山啓一議員 これまでの答弁を伺って、今回のケースは、単に手当支給の遅れというケースではなくて、当該職員の働き方をめぐるケースだったというふうに考えられると思います。

公務職場に勤務する市の職員は、市民のために、また同様に、学校の教職員であれば子どもたちのためにと過度な職務を要求される傾向があると思いますし、職員の側もそれに応じてしまいがちだと思います。私自身も、そういう経験を、振り返ってみれば、したなというふうに考えます。

今、学校現場では、年金支給の遅れとか65歳までの定年延長などによって、自分が最後まで元気に働き続けられるんだろうかと、そういう不安が増しているというふうに伺っています。直接、そういうお声も聞かせていただきました。これは市の職員も同様なのではないかなと思います。間もなく教職員の人事異動の時期になるんですけども、中には、再任用も希望しないで、もう61歳定年で退職を選ぶという職員もいるそうです、個々の事情は分かりませんが。

勤務内容ですとか、勤務時間の管理、職員の健康管理など、これまで以上に厳しく状況把握をして、管理監督、改善が求められる現在であります。これが十分に行われずに、職員の人生がややもすれば狂わされるようなことがないように、しっかり対応していく責務が市にはあると思います。これは、市教委が服務監督権者である学校教職員に対しても同様だと考えます。

先ほどの答弁の中に、新型コロナウイルス感染症によって前例のない対応に追われたという言及がありました。学校現場でも、時間外、休日返上で子どもたちや保護者の対応に追われて大変だったという声を多くの方から伺いましたが、そもそも教員には時間外手当も支給されていません。代休措置などは取られたのでしょうか。それについても十分だったという声も聞かれたことはありません。通常のことではない、誰もが大変だったし、めったに起きることではないということに済ませていいのでしょうか。あの時期の対応の是非や、病休や休職などに至った例はなかったのかなど、何らかの形で検証がされるべきではないかというふうに指摘をさせていただいて、私の質疑を終わ

りたいと思います。

○議長（福居秀雄） 以上で、横山議員の質疑を終了いたします。

（横山議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄） 以上で、通告による発言を終わります。

他に御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御発言がなければ、以上で理事者からの報告を終わります。

○議長（福居秀雄） 本日の会議は、以上で終わりたいと思います。

なお、明２２日から２４日までは休会日でありますので、２月２５日、本日に引き続き午前１０時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

２月２５日の議事日程は、当日御配付いたします。

それでは、本日の会議は、これをもって散会いたします。

散会 午前１１時５０分

以上のとおり会議のてんまつを記載し、その
相違ないことを証するため、ここに署名する。

旭川市議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員